

I. 反対尋問

- 5 1. 本問の検討において、「Xの支給した劇薬をAが摂取し、その劇薬の作用によりAの死亡結果が生じたことは明らかである」としているが、Aの支給した劇薬により死亡したといえる根拠はなにか。
2. 学説の検討のC説の部分で、「合理的かつ論理的な結論に至る」とあるが、合理的な結論とはどのような結論のことを指しているのか。
- 10 3. 学説の検討のC説において、択一的競合事例で合理的な解決に至らないことを理由に条件関係判断基準の「あればこれなし」を変更しているように思えるが、結果からさかのぼって条件関係の判断基準を定めるのは論理の逆転ではないか。
4. 学説の検討のA説において、択一的競合の事例と重疊的因果関係の事例の実行行為の危険性だけを比較して、択一的競合の場合に条件関係が否定され重疊的因果関係の事例の場合に条件
- 15 関係が認められるのは不当と判断するのはなぜか。

II. 学説の検討

B説:修正的条件関係説

- 20 検察側の主張同様、本件のような共犯関係にない場合にまで、競合するすべての行為を取り去っていいのかということは『結果が不当だからだ』という理由以外の何ものでもないと言え、その主張根拠からして妥当ではない。したがって、弁護側はB説を採用しない。

C説:合法則的条件関係説

- 25 この説では経験則で条件関係を判断できるが、経験則という個々人によって違うものを判断の基準とするのは不明確である。さらに、先行行為から後行行為が発生することは、現にそれが発生した以上、自然科学の法則および経験則で説明がついてしまう。それゆえ、この説は条件関係を認める範囲が広すぎて条件関係により刑事責任を限定するという機能を持っていない。よって弁護側はC説を採用しない。

A説:条件関係説

- 30 検察側は刑法の法益保護機能を全うできないと批判するが、刑法には自由保障機能も存在し、「疑わしきは被告人の利益に」、すなわち無罪推定の原則がある。そうだとすれば、片方の毒は全く効いていない可能性が残る中、条件関係を修正もしくは蔑ろにして因果関係を肯定するのは不当である。

- 35 また、条件関係は因果関係を考える上での事実的な前提であるのに、不当な結論が出るからと言って、条件関係が認められないまま因果関係を肯定するのは、結果ありきの議論になり、便宜的に過ぎる²。

本説は、不明確な基準を用いて個別具体的に考えていく他説とは異なり、条件関係という画一的な基準を用いるため、すべての事案を平等に検討できる点で優れている。

よって、弁護側はA説を採用する。

III. 本問の検討

第1.Xの罪責について

¹ 西田典之『刑法総論[第2版]』(弘文堂,2010年)96頁。

² 西田・前掲96頁。

1. XがAに対し、過失によって劇薬を支給したことにつき、業務上過失致死罪(第211条1項前段)が成立するか。

2. (1) Xは「業務上必要な注意を怠った」か。

5 「業務」とは、人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う行為であり、かつその行為が他人の生命身体等に危害を加えるおそれのあるものをいうところ、Xによる入院患者への薬の支給という医療行為は、看護師という社会生活上の地位に基づき反復継続して行う行為であり、場合によっては生命身体に危害を加える可能性がある。よって「業務」に当たる。また「必要な注意」とは、通常人よりも高度な注意義務であり、過失により劇薬を支給した行為は「業務上必要な注意を怠った」といえる。

10 (2) Aは死亡しているが、Xの劇薬の支給とAの死亡という結果の間に因果関係は認められるか。法的な因果関係は「あれなければこれなし」という条件関係の存在を基礎とするため、条件関係が認められなければ法的因果関係はそもそも存在しない。条件関係の成否を判断するに当たり、弁護側はA説を取る。本説では、行為が行われなかったときにその結果は発生しなかったであろうといえる場合に条件関係が認められる。

15 本問において、XがAに劇薬を支給していなかったとしてもYがAに劇薬を支給しており、どちらの劇薬の作用によりAが死亡したのかは明らかでないため、Yの劇薬のみが作用して死亡した可能性を排除できない。よって、条件関係は否定される。

3. 以上より、Xの行為に業務上過失致死罪は成立しない。

第2. Yの罪責について

20 Xの場合と同様に考えて、Yの行為にも業務上過失致死罪は成立しない。

IV. 結論

以上より、X及びYは何ら罪責を負わない。

以上